

## 公 募 公 告

令和8年1月30日

支出負担行為担当官

奈良地方法務局長 山本 貴典

奈良地方法務局では、令和8年4月から奈良県香芝市逢坂一丁目から逢坂四丁目までの地区（以下「実施区域」という。）において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成事業を実施するところ、同事業の現地事務所として利用可能な建物の賃貸借について下記のとおり公募する。

### 記

#### 1 公募に付する事項

- (1) 契約名 令和8年度防災・まちづくり型法務局地図作成事業現地事務所の賃貸借
- (2) 契約期間 令和8年3月1日から同月31日まで  
ただし、賃貸人の責めに帰すべき事由等により本契約を継続したい特段の事由が生じた場合を除き、令和10年3月31日を限度に更新することができるものとする。  
なお、その場合の令和8年度以降の月額の契約金額は、令和7年度と同一金額とする。
- (3) 目的物 募集要領のとおり。

#### 2 賃貸借の条件

- (1) 当該建物が近鉄大阪線二上駅、近鉄下田駅又はJR和歌山線香芝駅から徒歩15分以内に位置していること。
- (2) 当該建物が実施区域から徒歩20分以内に位置していること。
- (3) 事務所として直ちに使用できる部分の延べ床面積が40平方メートル以上80平方メートル以下の建物であること。
- (4) 当該建物の事務所として使用する部分が1階又は2階であること。
- (5) 当該建物内に電気及び水道の設備があること。
- (6) 当該建物の事務所として使用する部分に照明設備、電話配線及び電気設備が完備され、直ちに使用することができる。また、当局で使用するLAN専用回線の敷設及び周辺機器の設置をすること（費用は当局が負担する。）。
- (7) 敷金、礼金、保証金及び更新料等の契約締結時に係る費用が不要であり、契約締結後も賃貸借料以外の費用が不要であること。
- (8) 当該建物の賃貸借料（電気料、水道料及びその他一切の諸費用を含む。）の翌月払が可能であること。
- (9) 2台以上の駐車場が当該建物敷地内にあること（敷地内に確保できないと

きは、近隣に確保することでも可とする。)。

### 3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は奈良県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 奈良地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 官庁(国の全ての機関)及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。  
なお、指名停止等を受けている者が、会社(法人)の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。
- (7) 本募集要領の交付を受けていること。

### 4 募集要領等の交付場所及び公募に関する問合せ先

- (1) 交付場所  
奈良市高畠町552番地 奈良第二地方合同庁舎3階  
奈良地方法務局会計課(担当:木村)  
電話 0742-23-5536
- (2) 交付期間  
令和8年1月30日(金)から同年2月10日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)。

### 5 公募参加の申込み

公募に参加する者は、令和8年2月10日(火)午後5時15分までに、募集要領において定める書類を上記4(1)の場所まで持参又は郵送にて提出すること。

以上